

【陳情の審査】

陳情第14号

「道路法」を無視して、市道路（歩道）上を占有している
「プラスチック製ゴミ箱」及び「ゴミコンテナ」の撤去に
関する陳情

陳情第15号

「道路法」を無視して、市道路（歩道）上を占有している
「ゴミコンテナ」の撤去に関する陳情

資料1 仲見世通商店街及び砂子2丁目交差点付近に設置されて
いるゴミ容器について

資料2 駅前大通り商店街に設置されているゴミ容器（ゴミコン
テナ）について

参考資料1 道路法等（抜粋）

参考資料2 パンフレット「クリーンな街からリサイクルを」

陳情第 1 4 号説明資料

仲見世通商店街及び砂子 2 丁目交差点付近に設置されているゴミ容器について

1 現状

仲見世通商店街及び砂子 2 丁目交差点付近には、ゴミ容器が路上に設置されており、ごみの散乱や悪臭の抑制に一定の効果を果たしているものごみ収集後も敷地内に片付けられず、常設されているものが散見される状況にある。

道路法では、道路に物件等を設け継続して道路を使用する場合は、道路管理者の許可が必要となるが、本件ゴミ容器は許可基準に合致していない（別添「参考資料 1」参照）。

2 ゴミ容器の設置の経緯

平成初期、人口増や好景気の影響からごみが急増し、カラス等によるごみの散乱が発生し、商店街の景観が損なわれていた。そのため、当時の生活環境局と経済局との共同事業として、商店街の環境改善とイメージアップを目的に、ごみ収集を専用統一容器により行おうとする商店街に対して助成を行う「川崎市クリーンリサイクルモデル商店街推進事業」を実施し、仲見世通商店街等へのごみ容器導入を推進していた。

- 平成 4 年 9 月 仲見世通商店街において、川崎市クリーンリサイクルモデル商店街推進事業としてごみ容器を導入
- 生活環境局と商店街で協議を重ねてパンフレット「クリーンな街からリサイクルを」作成（別添「参考資料 2」参照）
- 道路の不法占用とならないよう、導入したごみ容器にはキャスターが付いており、収集した後、敷地内へ収納することとしていた。
- ごみ容器の購入費用については、当時、経済局の「川崎市中小企業団体共同施設補助金交付要綱」に基づき、購入費の約半額を補助していた。

3 これまでの取組状況

仲見世通商店街に設置されているゴミ容器の多くは、川崎市クリーンリサイクルモデル商店街推進事業を契機として導入されたものであり、「収集が終わったら片付ける」ことを条件としていることから、商店街に対して、改めて当初の設置経過や条件を説明し、ゴミ容器の適正管理について相談するとともに、店舗に対しては、ごみ収集後は容器を収納するよう指導を行っている。現在、商店街でも対応策等を検討している。

川崎市クリーンリサイクルモデル商店街推進事業とは別に独自で設置されている砂子 2 丁目交差点付近のごみ容器については、管理会社及び各店舗への指導の後、所有の調査を行い、所有者が判明しなかった容器については、不法投棄物として、令和 2 年 9 月に道路管理者により撤去を行った。

なお、解決に向けては、川崎駅広域商店街連合会へ課題の共有を行い、役員会を通じてゴミ容器の適正利用について周知を図るなど、連携しながら対応を進めている。

【陳情第 1 4 号 仲見世通商店街ほか】



① 13個

R1.11 撮影



1個

R3.12 撮影



② 1個

R3.12 撮影



③ 1個（敷地内）

R3.12 撮影



④ 4個

R3.12 撮影



⑤ 2個

R3.12 撮影



陳情第15号説明資料

駅前大通り商店街に設置されているごみ容器（ごみコンテナ）について

【陳情第15号 駅前大通り商店街ほか】

1 現状

駅前大通り商店街には、令和4年1月時点で、川崎駅前大通り商業協同組合の所有する大型のごみ容器が歩道上に19個設置されていることを確認している。ごみ容器は、ごみの散乱防止による公衆衛生の向上やごみ収集車のバス通りへの停車時間の削減を目的に導入された経緯があり、ごみの散乱防止、悪臭の抑制及び交通状況の改善に一定の効果を果たしてきたものである。

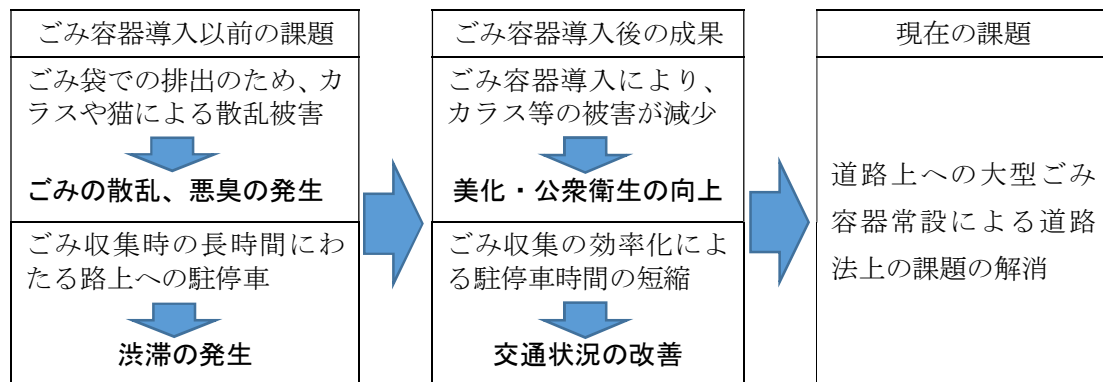
道路法では、道路に物件等を設け継続して道路を使用する場合は、道路管理者の許可が必要となるが、本件ごみ容器は許可基準に合致していない（別添「参考資料1」参照）。

平成29年度には、新川通りにおける歩行者・自転車通行環境の整備にあたり、ごみ容器について商店街と協議を行ったが、個数の削減に留まっている。

2 ごみ容器の設置の経緯

平成初期、商店街のごみについては袋等での排出であったため、カラスや猫によるごみ散乱が発生し、不衛生な状況が生じていた。また、ごみ容器導入以前は市で月曜日から金曜日まで毎日ごみを収集しており、各店舗までごみを取りに行っていたことから、バス通りへごみ収集車を長時間にわたって駐停車をさせることになり、バス等の走行に影響を与えていた。

これらの課題を解消するために商店街と市で協議を行い、コンテナ傾倒式ごみ収集車で収集が可能な専用の大型ごみ容器を平成8年に商店街として導入した。その後、平成16年に事業系ごみの収集が市から一般廃棄物収集運搬許可業者に移行、専用のごみ容器でなくてもよくなったため、買い替えに合わせて現在のごみ容器に順次更新されてきたものである。



3 これまでの取組状況

当該エリアに設置されているごみ容器については、散乱や不法投棄防止など、公衆衛生の確保に貢献してきた経緯があり、また、大型であるため敷地内への収納が困難なことなど、撤去に向けての課題もある状況である。

道路法上の課題があることから、商店街に対しては、過去の経緯を踏まえた丁寧な説明を行うとともに、解決に向けて、破損した際等に容器の更新を行わないよう要請するとともに、大型の容器を使わず、常設にならない方法でごみの保管を行うための代替案を提示する等しながら、協議を重ねている。

なお、解決に向けては、川崎駅広域商店街連合会へ課題の共有を行い、役員会を通じてごみ容器の適正利用について周知を図るなど、連携しながら対応を進めている。



道路法等（抜粋）

道路法

（道路の占用の許可）

第三十二条 道路に次の各号のいずれかに掲げる工作物、物件又は施設を設け、継続して道路を使用しようとする場合においては、道路管理者の許可を受けなければならない。

- 一 電柱、電線、変圧塔、郵便差出箱、公衆電話所、広告塔その他これらに類する工作物
- 二 水管、下水道管、ガス管その他これらに類する物件
- 三 鉄道、軌道、自動運行補助施設その他これらに類する施設
- 四 歩廊、雪よけその他これらに類する施設
- 五 地下街、地下室、通路、浄化槽その他これらに類する施設
- 六 露店、商品置場その他これらに類する施設
- 七 前各号に掲げるもののほか、道路の構造又は交通に支障を及ぼすおそれのある工作物、物件又は施設で政令で定めるもの

川崎市道路占用規則

第4条 占用の許可又は回答（以下「許可等」という。）は、別に定める道路占用許可基準及び地下埋設物配置基準により行うものとする。

2 道路占用許可基準及び地下埋設物配置基準は、告示するものとする。

道路占用許可基準

第9 公衆用ごみ容器、公衆用すいがら入れ等の占用

1 地方公共団体、町内会、商店会等の団体が設置する場合に限る。

2 占用の場所

- (1) 法敷等で交通に支障を及ぼすおそれの少ない場所に設置すること。
- (2) 前号の規定にかかわらず、市長が認める場合は、歩車道の区別のある道路では、歩道上で、歩車道境界線から0.25メートルの間隔を保った場所に設置することができる。この場合において、当該占用物件を設置した後の歩道の有効幅員は、2メートル以上とすること。

3 占用禁止の場所

- (1) 交差点、横断歩道、踏切及び橋
- (2) 交差点の側端又は道路の曲がり角から5メートル以内の部分
- (3) 横断歩道又は踏切の前後の側端からそれぞれ前後に5メートル以内の部分
- (4) 消火栓、交通信号機及び道路標識からそれぞれ5メートル以内の部分
- (5) 公衆用すいがら入れにあつては、市が指定する路上喫煙防止重点区域。ただし、市が設置するものはこの限りでない。

4 占用物件の構造

- (1) 路面に固定し、倒壊等により、道路の構造又は交通に支障を及ぼすことがないような構造とすること。
- (2) 占用物件の方径又は直径は、0.5メートル以下とし、高さは、路面から0.8メートル以下とすること。ただし、公衆用すいがら入れで、市が設置するものはこの限りでない。
- (3) 材質は、不燃性のものとする。
- (4) 占用者又は管理者の名称及びその連絡先を表示したものであること。
- (5) ごみ等の収集について、その責任者の名称及びその連絡先を表示したものであること。
- (6) 前2号に規定するもの以外の広告物を表示又は掲出ししないものであること。ただし、公衆用すいがら入れで、市が設置するものについてはこの限りでない。

クリーンな街からリサイクルを

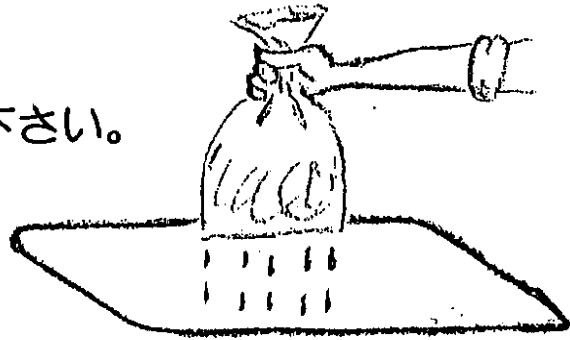
川崎市クリーンリサイクルモデル(CRM)商店街推進事業



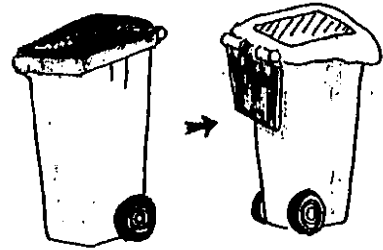
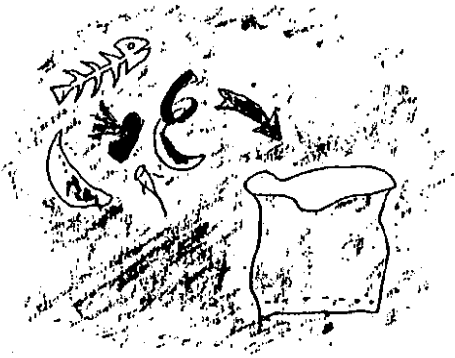
【ごみ排出・容器の取扱いマニュアル】

1 ごみの出し方

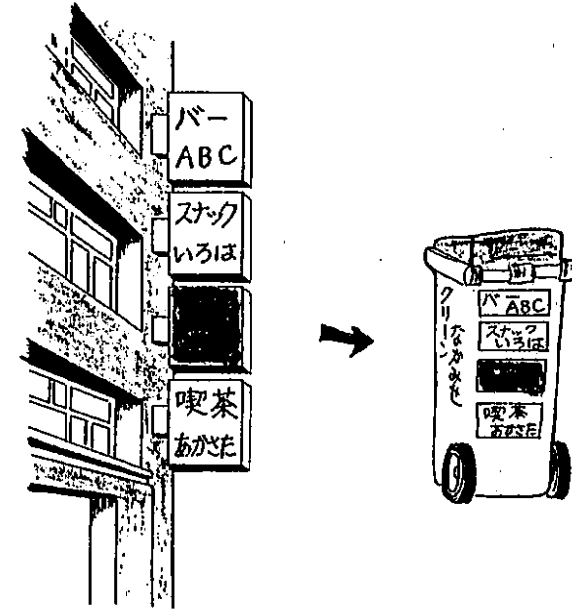
●ごみは必ず水を切ってください。



●ごみは必ず一度ポリ袋等に入れて下さい。また、容器の内側にビニール等を貼ると清潔さを保ち、容器も長持ちします。



●容器は複数店舗で共同使用すると便利です。

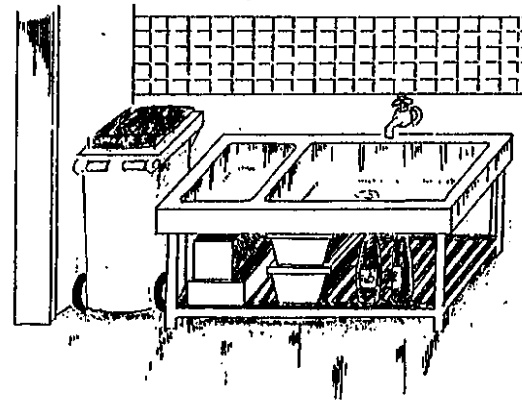
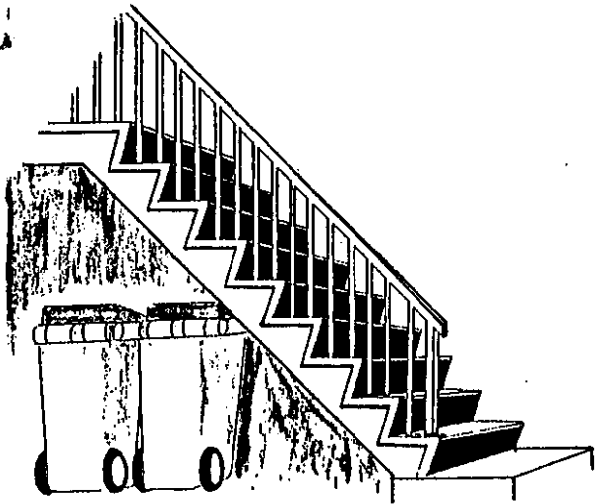


●容器はごみが収集された後に収納して下さい。

●容器・ごみステーションは清潔にしましょう。

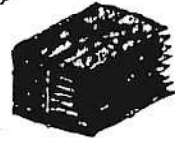
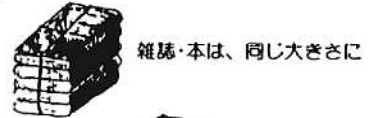
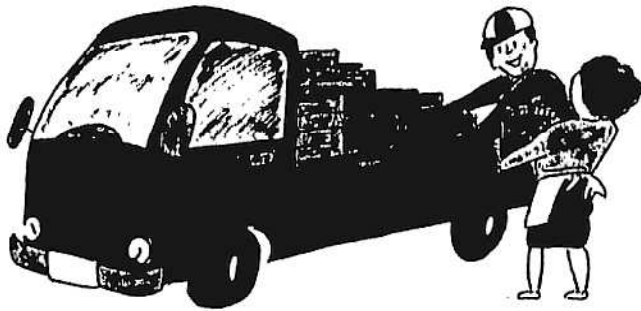
2 容器の扱い

●容器の収納場所は、ビルのデッドスペースあるいは、厨房の一部等をご利用下さい。



【リサイクルのすすめ】

- 段ボール・新聞・雑誌等の古紙類はリサイクル(資源回収)しましょう。



段ボールは折りたたんで

*ぜんぶ、十文字にしぼって

- 空き缶は、指定曜日に指定の場所に排出(透明袋)して下さい。
- 空きビンは空きビンポストに色分け分別して入れて下さい。



- リサイクルの方法については、別途詳しくお知らせします。

クリーンリサイクルモデル商店街推進事業とは

川崎市では、ごみの散乱等により、街の景観を損なっている商店街・繁華街を清潔にし、また、ごみの減量化・再資源化による環境保護を目的に、クリーンリサイクルモデル商店街推進事業に取り組んでいます。

クリーンな街づくりとリサイクルの推進で、商店街のイメージアップを図り、新たな「商店街文化」をつくりましょう。

問い合わせ先

- 川崎市生活環境局
☎200-2558
☎200-2579

- 川崎生活環境事業所
☎541-2043